

文書管理の実際とその思想的背景の一考察¹

平井孝典

1. 序言

筆者は、これまでの国立大学を対象としたアーカイブズ研究²の経験から、研究のポイントを二つに絞りつつある。ひとつは、アーカイブズの思想的背景という理念的な問題であり、もうひとつは、収集および廃棄の権限という実際的な問題である。思想的背景とは、例えば①どのような資料を②どの担当の組織（アーカイブズなど）が収集保存していくかという問いに対する、その社会のコンセンサス、一般意思である。コンセンサスを具体化するとき、収集および廃棄の権限という現実の問題が発生する。おそらく、国内のアーカイブズでも採用例が増えると思われるマクロアプレイザルや、後に触れるヘルシンキ大学のケースアーカイブズも、考え方はシンプルだが、それを支える背景の思想を形成していくことが重要である。何を残すべきかを考えるには、そもそもその社会や組織において資料とは何かを考えておく必要がある。アーカイブズの課題のひとつ、文書の管理についても、単に実定法や各組織の規定を整備するだけでなく、自然法的な普遍的な考え、つまり文書管理に関する社会契約の内容を、議論だけでもすることは大切である。

以上のような課題を念頭にはおきつつ、本稿は抽象的な議論は避け、現実のアーカイブズの業務をみていくことで、その課題を考えるための材料を提供したい。最初に小樽商科大学百年史編纂室の現在の活動状況を紹介する。これまでの収集と現在の整理が主な内容である。次に、日本国内のアーカイブズの例に触れる。三点目に、そもそもアーカイブズとは何かを考えるために、フィンランドのアーカイブズを参考としてみていく。

なお、本稿で使われる「移管」および「収集」について簡単に確認しておきたい。「移管」は、任意規定を根拠にするにせよ、強行規定を根拠にするにせよ、一定の時期に文書の管理主体が変わることが明確に定められた制度あるいは制度内の手続きを指す。対して、「収集」は、たんに文書の管理主体が結果的に変更されることを指す。規定の有無や制度の範囲内か外かは問わず、貴重な資料を保存するための幅広い様々な活動と考えられる。従って、本稿では、「収集」について主に議論されている。

2. 小樽商科大学百年史編纂室による法人文書の収集

2.1 はじめに

1 本稿は、2008年度の公文書館専門職員養成課程（独立行政法人国立公文書館）の修了研究論文を改稿したものである。提出論文そのものは、『平成20年度 公文書館専門職員養成課程 修了研究論文集』に所収されている。執筆にあたり、丁寧なご指導をいただいた豊見山和美先生（沖縄県公文書館）に感謝申し上げたい。なお、2010年度に同館で行われる研修については、『アーカイブズ』第38号（独立行政法人国立公文書館）の81頁に詳細が予告されている。

2 平井孝典 [2004]、平井孝典 [2009]などを参照。

小樽商科大学は、1910年に設立された官立第五高等商業学校（小樽高等商業学校とのち改名）に起源を持ち、戦前における3回の大学昇格運動を経て、敗戦後に単独で新制大学となった。予算規模は、北海道大学のおおよそ400億円に対して15億円である。旧帝大には教職員が5000人以上いるのに対して280人である。学生数は旧帝大の6分の1程度で2000人となる。卒業生が上場企業の役員に就任する割合が非常に高く、現役の人数では京都大学に並ぶ³。同窓会には、戦前からの社団法人緑丘会と、関係の組織として後に設立された財団法人緑丘会がある。百年史編纂室の予算は人件費も含め、当初はほとんどが同窓会からの寄付であった。

ところで現在の課題として、小樽商科大学百年史編纂室に、総務課から、どのような法人文書を残してほしいか基準を明確にしてほしいという要望が出されている。国立公文書館のように、一応の基準を設けて、担当者が一点一点を確認する、ということは、小樽商科大学では無理である。理由は二つある。ひとつは、2008年6月から2人体制になったが（2009年9月からは3人体制）、この体制を長くは維持できず、さらに少ない人数もしくは兼任の体制を想定して考える必要がある。二つめに、倉庫に保管している、一定年数の経過した法人文書の大半はデータ入力がかされていなく、整理されているとは言えない状況である。このような状況でどのような収集をしていくか、今までの収集活動を振り返りつつ、他組織の経験を参考にして一定の基準や方向性を考えていきたい。

2.2 百年史編纂室による法人文書の収集

2.2.1 はじめに

小樽商科大学百年史編纂室は、小樽商科大学で現在、唯一のアーカイブズであり、学内規程で、学内の歴史的あるいは学術的に貴重な資料を収集し活用する部署として位置づけられている⁴。大規模な受け入れは過去、3回しており、1960年頃までの法人文書で学内に残っていたもののほと

3 「トップ出世力ランキング」『週刊ダイヤモンド』2006年9月23日。

4 国立大学法人小樽商科大学創立百周年記念事業委員会小委員会要項（抄）

（平成20年5月12日全部改正）

第7条 小樽商科大学（以下「本学」という。）百年史の刊行及びそれに係わる資料の収集、整理、保存及び活用並びに調査研究を行うため、百年史編纂小委員会の下に百年史編纂室（以下「編纂室」という。）を置く。

2 編纂室は、別表第3の左欄に掲げる業務を行い、同表の右欄に掲げる者をもって組織する。

別表3

- (1) 本学百年史の執筆及び編纂に関すること
- (2) 史料の収集、整理及び保存に関すること
- (3) 国立大学法人小樽商科大学文書管理規程第8条第2項に定める歴史的、学術的な文書に関すること
- (4) 本学の史資料の紹介に関すること
- (5) 本学史料展示室に関すること
- (6) その他必要な業務

んどは、会議録等を除いて受け入れている。ここでは、字数の制約もあり、簡単に確認しておく。

2.2.2 これまでの収集

2001年の90周年展の際、総務課の広報担当者によって古い法人文書が集められたのが、最初の収集である。人事関係を中心に、残存分についてはほぼ全ての戦前期の資料が収集され、その一部が90周年展で展示された。2002年に百年史編纂室が活動をはじめ、それらの資料を引き継いだ。その後、2004年11月の学長からの呼びかけもあり、2005年の8月には主に総務課関係の、2006年8月には学務課関係の資料で戦後のものが収集されている。その後は、原則として廃棄があるたびに、限られた時間で「直感的に」選び出した一部を、編纂室が収集している。もとのリストも廃棄リストも作成する余裕もないまま、今日に至っている。後述するように、2009年の3月に、ようやく1960年頃までの目録化が終了し、その一部については画像公開を始めた。なお、組織は大きくないので、毎年、廃棄を行うということはない。

2.2.3 小結

収集活動の体制は十分に確立しているとはいえ、重要な文書が漏れている可能性はある。根こそぎ収集する余力もスペースもない。最近の収集（や選別）の考え方を援用して戦略的に取り組む必要がある。収集の理論をどのように援用していくかは、別稿で論じる予定である。

2.3 収集整理の効率化と法人文書管理体制の確立

2.3.1 はじめに

今までの収集活動での一つの反省点としては、効率的な整理を受け入れの手順にそって十分にできなかったということである。そこで、2007年の夏から、Web公開も想定したデータベースの作成を検討し始めた。何らかの既存のプログラムを購入し小樽商科大学の業務に合うようにして使用することを当初は検討した。しかしながら、外注費用と、場合によっては、メンテナンス費用が多額にかかることがわかり、2008年6月に、無料プログラムを利用しての自主開発に方向転換をした（ゼロからプログラムを作成するのではない）。結論を先に述べれば、開発がいわゆる「枯れた状態」にあるプログラムを採用する場合、現場のアーキビスト自身による開発は一定の意味を持つことを実感した。すなわち、開発の意図や業務での使用目的と技術的な問題とが連動して解決できる。つまり、基本的には現場の人間がある程度は意図通りに開発し改良を続けられるのである。検索システムのプログラムの基本は、銀行のATMなどで開発が進んでいるリレーショナルデータベースを採用することとした⁵。アーカイブズの実務では、所蔵資料の把握やその画像化など多くの業務で情報処理の技術が欠かせない。しかしながら、アーキビスト自らがゼロからプログラムを作成するのは難しい。あるいは、小規模なアーカイブズが最近の技術をベースとしたシステムの発注をするのは予算的に困難となることが多い。そこで、開発期間が10年以上経過した、いわゆる「枯れた状態」といわれる（無料の）プログラムを組み合わせ、各組織がそれぞれの活動目的に見合う、業務に必要な検索システムなどを作成して行くことがひとつの選択

5 詳しくは、山畑倫志、「小規模アーカイブズにおける電子管理システムの構築」、『小樽商科大学史紀要』、第3号、2009年3月、小樽商科大学百年史編纂小委員会、1-6pp、を参照。

肢となりうる。このような内製化は、アーカイブズの世界では珍しく感じられる発想かもしれないが、小樽商科大学の各課（例えばデータ共有システムの作成）や小樽市（刊行物の部分的な組版の内製化）が既に持つ発想であり、そこから学んでいる。

2.3.2 所蔵資料検索システムの開発の意図および基本的な制度設計

百年史編纂室の収集資料が、アイテム単位で10万点を超え、効率的な把握が難しくなってきた。また、単年2008年度の臨時の予算（貴重資料のマイクロフィルム撮影およびデジタル化）が交付され、法人文書については約53000コマ分の画像化が可能となった。加えて、2011年の百周年に向けて資料を使いたいという要望が高くなってきていた⁶。そこで、既存の整理分の利用をしやすいとすること、資料の整理終了とともに直ちにデータと資料が使えるようにすることを意図して、インターネット環境を利用した資料のデータ提供、一部については画像の提供をすることとした。

予算的に困難であることは承知しつつ、五島芳敏および森本祥子論文のインパクトがあり、まずはXMLデータベースについて検討した。システムそのもののみならず、国立公文書館、沖縄県公文書館、ニューヨーク大学アーカイブズ、図書館のOPACなどの実際の検索システムの作動状況を確認してみた。XMLはデータにタグを付ければ、自在にデータの組み合わせ変更が可能なのである。制度設計において自由度が高いだけでなく、改良もしやすい。今後、採用例は確実に増えていくだろう。ただし無料のプログラムで使いやすいものが入手しにくいのが難点である。ともあれ、アーカイブズの検索システムでXMLデータベースを採用する現時点での優位点としては、①例えばJavaを加えてツリー構造の表示および別表示データとの連動など、複雑なアウトプットが容易にできる、②自在に複数の検索結果画面を設定できる、③他のXMLプログラムと統合しやすい⁸、④発注者と受注者（外部の業者など）が異なる場合に、発注者の考えが変わり続けたり、開発意図に変更があった場合に対応しやすい、などたくさんある。上述したように、小樽商科大学アーカイブズは予算上の理由もあってリレーショナルデータベースで検索システムをつくることとしたが、技術的には、①開発の意図が明確であれば開発作業の手間が増えることはない、②SQL文を工夫すれば考えているよりも様々な検索方法に対応可能、③システムの開発の際や問題点に対応する場合に情報の入手が容易、④ATMでの送金といった難しい課題にも安定的に対応している⁹、というものである。

6 詳しくは、平井孝典[2009]参照。

7 日本のアーカイブズは、RDBMSによる検索システムの時代を経験せずに、一気にXML時代になりつつある。XML検索システム時代の始まりについては森本祥子[2006]参照。国文学研究資料館HPの五島敏芳解説などを参照。五島敏芳「目録データベース利用とEAD/XML化」(http://archives.nijl.ac.jp/DAS/projects/eadfa/20050519_gotoh.htm)。小樽商科大学の検索システムは、時代は戻るが、RDBMSについて改めて考えることになる。

8 逆にRDBMS(relational database management system)が使用されるATMは、銀行合併の際にシステムの統合が大変と思われる。国立公文書館のアーカイブズのデータ管理システム統合構想には、XMLの利用が不可欠である。

9 送金にはA口座で残高をマイナスに、B口座でプラスに、という結果が同時に必要であり、か

システム内での目録整備の考え方は、ICAのマニュアルや、EADについて解説されているホームページ、あるいは各アーカイブズのホームページや報告書を通して示される考え方を参照した。XMLデータベースのように複雑な設計はできないが、階層構造が分かりやすいものにし、また分かりやすいものになるよう改良していくつもりである。参考にした例の一つ、(XMLデータベースではあるが) 沖縄県公文書館の検索システムは、シリーズに焦点をあて、初めて触れる人にも不安感を与えないものになっているが、小樽商科大学の場合は、ヒットした部分まで階層構造でデータ一覧が並んで示される形になるよう開発をすすめている。フォンドとアイテム両方に「小樽」という単語が含まれている時、フォンドまでのデータとアイテムまで表示されたデータが別の列で並んで出てくることになる。画像のあるデータについては、JPEG形式で見られる。国内の各アーカイブズの検索システムに比べ、小樽商科大学では、紙目録の蓄積が少ないこともあって、フォンドの数が多くなっていることも特徴である。紙の目録でフォンドを増やすと把握がしにくくなる可能性が生じるが、電子データの場合はかえって分かりやすいものになるはずである。

2.3.3 Linux + Apache + MySQL および ColdFusion + Dreamweaver

学術学会などで院生が検索システムを作る場合に採用されているものとしては、例えば LAMP¹⁰がある。私たちの場合は、PHPではなく、機能は異なるが、ColdFusionを用いることにした。結果からすると、感想であるが、PHPの方がよかった点もある。少なくとも PHPの方が関連情報量は多いようである。

附属図書館で使い古されたパソコンを譲り受け、サーバを作ることにした。まずは Linux、Apache、MySQL をインストールする (いずれも世界中の有志が開発。ネット上で無料入手可能。Linux は日本の自治体でも採用例がある。)。Windows で重いと感じられたパソコンでも、OS を Linux に換装するとずいぶん軽く動く。この組み合わせは、小規模組織のサーバでよく用いられるので、プログラムの脆弱性等の情報がオープンに入手しやすいというメリットもある。リレーショナルデータベースを作成するにあたっては MySQL を用いることにした。日本では採用例が多いとは言えないようだが、ヨーロッパなどでは採用例が多く、結局、問題が生じたときに対処しやすいと考えられる。

2.3.4 小結

百年史編纂室は、2011 年の百周年の際に『資料集』を刊行せずに、ホームページをその代わりのもと考えている。大学資料の利用は記念行事のための期間限定に終わらせるべきではないし、継続的に誰でも利用できることが大切である。情報は付加され使いやすくしていくことが望ましい。この「資料集」を、研究においても業務においても利用しやすいものにするすることで、収集活動についても理解が得られ、アーカイブズが充実したものになるのではないかと考えている。

将来は、小樽商科大学のアーカイブズのサーバに XML データベースを入れるつもりである。その前に、既存の入手しやすいプログラムを使い可能な範囲で検索システムおよびデータ管理シス

つどちらかひとつの結果だけでは不明の金額が発生する。このような状況でも信頼されている。

10 例えば、インド学仏教学論文データベース Indian and Buddhist Studies Treatise Database (略称 INBUDS)、<http://21dzk.l.u-tokyo.ac.jp/INBUDS/search.php> を参照。

テムの改良を続け、利用者にもアーキビストにも使いやすいものを、現場の視点で完成させていきたい。

2.4 収集をめぐる課題

2.4.1 はじめに

現在の大学アーカイブズの役割や重要性、特に収集活動の緊急性について、改めてここで確認しておきたい。ここで触れる問題のアウトラインは、小樽商科大学での対応状況の例も含めてすでに説明しているが、本稿に¹¹関係する基本的な考え方を簡単に確認しておく。

2.4.2 いわゆる情報公開法の制定

百年史編纂や広報活動、あるいは卒業生から過去の事例について照会があったとき、私たちが参照する最重要資料は(古い)法人文書である。実は今、大学文書館のない大学では、古い法人文書の保存が行われず、もはや年史編纂ができないと言われている。旧高商系の十二国立大学のうち、少なくとも一校は、古い資料を保存せず、「法に従って」「規定通りに」保存年限満了文書を全て廃棄しているところがある。

「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年12月5日法律第百四十号)(以下「情報公開法」¹²)は、文書の適切な管理を求めた初めての法律である。適切な管理を求めた条文はひとつだけで、あとは公開等に関わる条文が並んでいる。具体的な管理の方法や考え方には触れず、解釈によっては、各組織にまかされているともいえる。そこで、保存年限の過ぎた文書で業務に必要な文書を管理するために、北海道大学などでは大学文書館を設置した。大学の教職員の中には、年史編纂室の後継組織が大学文書館と考えている人もいるが、大学文書館はむしろ積極的な文書管理をするために設置された部署と考えた方がふさわしいと思われる。保存される文書は、歴史学者が興味を持つ資料よりも、業務に必要な文書がメインとなる。つまり、一連のアーカイブズ関連法への積極的な対応のために、一部の国立大学に大学アーカイブズは誕生したのである。あるいはまた、反対の方向性で、前述した旧高商系大学の一校のように、国立大学のうち数校では、保存年限満了文書を重要かどうか考えることなく一括廃棄することにしたところもある。建物の耐用年数が仮に五〇年として、四〇年後にリフォームを考えたとき、このような組織では、関係書類は残っていないかもしれない。ただ現在は、全部廃棄してしまう大学は例外的で、ほとんどの大学は保存年限の延長を基本に対応している。結果として、文書管理が進まず、使わない文書がいつまでも課内にあるという事態を招いている。この事態を打開するために、具体的な文書管理を求める法律が制定された。

2.4.3 公文書管理法のインパクト

11 大学アーカイブズに対する情報公開法の影響については、平井孝典[2005]などを参照。

12 第二十三条 独立行政法人等は、この法律の適正かつ円滑な運用に資するため、法人文書を適正に管理するものとする。

2 独立行政法人等は、行政機関情報公開法第二十二條第二項の規定に基づく政令の規定を参酌して法人文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。

「公文書管理法」が2011年4月に施行されると、あいまいな対応は許されなくなるだろう。保存年限の過ぎた文書は、とにかく移管か廃棄を（作成者とは異なるところに管理責任が必ず移る）、機械的にスケジュール通りにしていくことが必要になる（リテンションスケジュールの作成公表）。なぜ移管や廃棄が文書管理になるのか。10年前に作成した文書のことをいつまでも記憶している人はいない。しかし、移管や廃棄が行われると、そのとき所在をはっきりさせることになる。もし不明となれば、もとの管理者は責任を問われることになる。ところが、あいまいに延長していると、いつまでもその資料の所在確認をする日がこない。神奈川県など文書管理の進んでいる自治体の職員と話をしていると、やはり移管制度は日常の文書管理によい影響を与えているようである。このような自治体の経験をもとに、責任者を明確にした、日程通りの、移管か廃棄を国立大学でもまもなく迫られることになる。移管先のない（収集する部署のない）大学は、国立公文書館の受け入れを期待することになる。

2.4.4 収集（移管）のメリット

原課の文書管理が徹底して行われていれば、年史編纂や広報活動は直接、それらの資料を借用し利用するということもありえる。そうではなく、百年史編纂室や大学アーカイブズが法人文書を収集するということは、どのような意味があるのか。大学として少なくとも古い法人文書は一元的に整理されるという利点がひとつにはある。

さらにいえば、公開できる範囲が広がることと、請求閲覧が簡略迅速にできることである。情報公開請求による閲覧は手続きに時間がかかる上、法の対象である限り永遠に公開の範囲は変わらない。英国のFreedom of Information Act 2000¹³では、資料の種類ごとに明確に開示時期が示されている。日本の情報公開法では、歴史的資料になった場合に別に考えるという二段階方式で、歴史的資料の公開範囲は、実質的に国立公文書館が大枠を定めている。日本の法令では、現用であるうちは、開示の範囲が広がることはない。しかし、法人文書を情報公開法の対象外とし、きちんとした保存管理をアーカイブズで行い、そして時間の経過とともにみられる文書を増やす。年史編纂のみならず、その他のプロジェクトでも、小樽商科大学の資料を積極的に活用する上で非常に大切なことである。

2.4.5 小結

法人文書の収集をめぐることは、そもそもアーカイブズのない組織がある、あるいは移管先のない組織があるという問題に加えて、アーカイブズ法制が急速に整備されているという現実の動きがある。¹⁴他方で、アーカイブズの活動の範囲や可能性を広げるネット環境は急速に進歩している。

13 例えば私立大学であるオックスフォード大学（大学とカレッジそれぞれに莫大な税金が投入されている）のアーカイブズも開示時期は同法に従っている。同アーカイブズのHP参照。Freedom of Information Act 2000のアーカイブズ等への影響については、英国のNational ArchivesのHPにマスコミ向け講演録などが掲載されている。

14 国立公文書館への移管が滞るようになったという指摘がある。宇賀克也 [2005] 参照。国立公文書館への移管が強行規定でないことと、社会全体でアーカイブズに対する理解がないことなどが原因として考えられる。

収集活動は、一定の意義や目的意識に沿って行われる必要があるが、それだけではアーカイブズによる収集活動は理解してもらえないし、資料の活用は進まない。情報処理等の最新の技術を大胆に取り入れ、その技術をアーカイブズの活動に連動させて、業務効率を高めつつ、ネットという環境で可視的にその活動を理解してもらう努力も必要である。例えば、小樽商科大学では、百年史編纂で大量の資料を遠方の人も含めて扱うという課題がある。また、収集から提供までを迅速に行わなければならないが、ひとつにはデータの検索システムを構築し対処したいと考えている。対処に成功すれば、アーカイブズに対する理解を小樽商科大学内で短期間に深め、収集活動が行いやすくなるだろう。

2.5 2 全体のまとめ

小樽商科大学百年史編纂室は、本来は臨時の組織として出発した。大学アーカイブズがすでに存在していれば、百年史編纂室は利用者の一人(ひとつ)にすぎず、短期プロジェクトという位置づけで十分である。必要な資料を閲覧し、純粋な研究活動をしてその役割を終える。現実にはアーカイブズの代替機能を果たし、純粋な研究活動以前の段階の作業に、かなりの時間と労力を割かれることになる。その作業は、当然、アーカイブズの方法論にそって行われるべきである。収集と保存は、大学の組織として行う必要がある。編纂室で使用の予定がなくても、今、収集されなかった資料は永遠に失われる可能性があるからである。仮に、小樽商科大学に編纂室もない状況でかつ常設のアーカイブズが20年後に設置されるとしたら、理論的には情報公開法制定から2030年までの間に保存年限を迎えた資料が徹底的に廃棄され、一定の「歴史の空白」が生じることになりかねない。新聞記事があれば十分と主張する人もいるが、大学研究の一次資料は言うまでもなく法人文書である。

さらにいえば、今日のアーカイブズは、電子資料の増大やアーカイブズ法制への対応など難しい課題に直面している。百年史編纂室もアーカイブズとして、当然、課題にも対応していかなければならない。小樽商科大学が自らの資料をどのように整理活用していくかという問いでもあり、小樽商科大学の情報公開やアカウントビリティにも直結する問題である。百年史編纂室が業務の上で直面する問題を、大学の問題としても真摯に考えていく必要がある。

3. 日本国内のアーカイブズの例

3.1 はじめに

本章では、既設のアーカイブズを2館、まもなく設置される2館をとりあげる。すべて自治体アーカイブズである。現在まで、都道府県のアーカイブズについては7館、市町村については3館以上を訪問しており、適宜その経験も引用する。調査したところを全て紹介したいが、本稿では字数の関係もあり、任意に選んだ館のみとする。国内の大学アーカイブズについては、各アーカイブズの人員や体制が安定し、検索システムやレファレンス等が整ってから、稿を改めて、まとめて詳しく考察したい。

3.2 宮城県公文書館(2006年9月22日訪問)

3.2.1 はじめに

次長と、設立以来、在籍している職員から話を聞いた。なお、当日は、旧知の韓国国家記録院のアーキビストが偶然、同じ目的で訪問しており、同席して説明を受けた。

3.2.2 体制

知事部局で、情報公開室の出先機関ということになっている。専任5名（館長、次長、総務、展示歴史資料（高校教員社会科）、庁舎管理の各1名）と非常勤職員6名（元県職員2名、元校長1名、事務1名、東北大学出身者2名）という構成である。専任職員は転勤サイクルが短いので、調査整理を担当する非常勤職員が実質的な業務の力になっている。

3.2.3 設置の経緯

公文書館法の制定を受けて、1988年から準備を開始。2001年に旧図書館建物を改修して、仙台市内の便利な場所にオープンした。建物はさらに改修が必要なこと、文書館とは直接、関係のない組織と同居しているといった問題がある。

3.2.4 行政文書の移管

短期保存文書も含めて全て、30年経過後に県庁地下にある中間書庫から受け入れる。県出先機関からの場合は、30年経過せずしての受取もある。

3.2.5 その他

書庫に入ると、明治大正期の小中学校資料がたくさんあることに驚かされた。横に寝かされている各簿冊は保存状態が良さそうな点も、さらに印象的であった。開館にあたって10年以上の準備期間を設けたのは、利用者とのトラブルを避け、かつ円滑なスタートを企図してのことだそうである。

3.3 大阪市公文書館（2007年3月23日訪問）

3.3.1 はじめに

大阪市では、公文書館に加えて、総務局行政部も訪問した。大阪市には、作成取得から公文書館での管理まで、一貫した文書管理システムがあり、総務局が一括して管理しているからである。

3.3.2 体制

大阪市公文書館は総務局の組織である。転勤サイクルの短い専任職員と、元学校長らの非常勤職員からなる。館長は非常勤で大学教員が就任している。2代目のみが歴史学専攻で、他の館長は法律学など別の専攻である。

3.3.3 行政文書の移管

移管については、総務局行政部で聞いた。大阪市は、全ての文書は作成後、原則一年で集中書庫に移管される。集中書庫は総務局が管理しているが、集中書庫独自の管理番号をもち、出納を総務局が行っている。因みに各文書の番号には三種類あり、それは①整理番号（物理的な廃棄ま

で使用、データ管理用)、②集中書庫出納番号、③公文書館出納番号、である。集中書庫も公文書館も受入れ順に書棚に収めるのでその順番で出納番号が決定される。この集中書庫と、集中書庫に移管していない行政文書については各局から直接、公文書館へ文書が移管されることになる。

移管すべき資料は、歴文指定(歴史的文書の指定)をする専門員が判断する。常設的には大阪市公文書館運営委員会という4人の委員(任期2年)からなる組織がある。年配の大学の教員や元教員、評論家などが任命され、専門員の仕事をチェックする。このメンバーについては、市のHPにも名前が公表されている。この委員会のもと、必要に応じて、弁護士や大学教員が専門員に任命される。メンバーの実態は積極的には公表されていない。専門員の仕事に関わる事務は公文書館が担当しているが、廃棄文書の量に応じていわば小中学校の教科書選定会議のような形で人が集まってくることになる。興味深いことに、この弁護士たちは基準を作るだけでなく、実際に集中書庫や各課をまわりメンバーで歴文指定を決めている。公文書館が手伝えることもあるが、あくまでも専門員が主体となって遂行される。文書は、一枚でも歴文指定があると簿冊ごと移管する。こうした制度が整えられてきたのは、市民オンブズマンの働きかけが大きく、また市としても市民の判断を尊重しているからである。

今回、詳細な確認はできなかったが、メンバーが柔軟に入れ替わる中、歴文指定のノウハウや基準をどのように蓄積していくか、という問題がありそうである。いわば評価選別をたまたま任命された様々な分野の専門家が直感で行うことにもなりかねない。今のところ移管の量が多い(廃棄される分量が少ない)ようなので大きな問題は生じていないようである。定型的な契約書や財務関係の書類を除くとほとんど残しているのではないか、と思えるぐらいである。総務局は集中書庫から移管される分しか把握していないので、各課や交通局から直接、公文書館へ移管されるものについての実態はよく分からないとのことである。

3.3.4 大阪市のデータ管理システム

大阪市では、公文書館所蔵資料も含め、統一したデータ管理システムを総務局が管理している。現用文書の管理体制を強化したような具合で、公文書館もそのまま検索システムを使うことになる。情報公開の窓口は別だが、データは一元化されていることになる。各職員は権限や職責に応じて許可された範囲でアクセス可能である。無秩序なデータの変更を防ぐ仕組みになっている。アクセス可能項目が、各職員それぞれの立場の違いに合わせて、画面の左側に並ぶ。職員によって画面が異なり、総務局の担当者の画面の項目数が一番多くなる。基本的には文書の管理の徹底化と事務効率をあげるためのもので、例えば、稟議書がどこで止まっているかなど、文書の現在位置がすべてわかるようになっている。

3.3.5 小結

大阪市では、文書管理の一元的な管理の徹底化と、市民の権利を考慮してのアーカイブズの方角性がみえる。大阪市の制度をみていると、文書管理は本来誰のためのものか、考えさせられる。また、文書管理の徹底化の効果が理解できるようである。なお、かつては大阪市立大学の文書も受け入れていたので、そのときの文書は所蔵しているが、大学の法人化後は全面的に受け入れを中止している。

3.4 福岡県共同公文書館

3.4.1 はじめに

2008年度の公文書館専門職員養成過程研修で担当者からその設置構想についてお話を聞く機会があり、また、現時点で公開されている設置関係資料をいただいた。2年後の設置までに、具体的な内容は変わる可能性もあるが、設置にあたっての考え方について本稿と関係のある部分を紹介しておきたい。

3.4.2 体制

福岡県総務部行政経営企画課が現在の事務を担当しているが、公文書館では県と市町村が共同で事務も担う予定である。公文書館は、「総務企画班」と「文書班」の二つの部署で構成され、総務企画班は、庶務、企画展示、研修等を、文書班は、収集選別、保存等を担当することになっている。発表用資料の基本計画¹⁵を説明する最初の部分で記録を後世に伝える意義を述べている。その次に、「多くの市町村では財政状況が厳しく、単独での整備が難しいこともあり、県では、平成18年の「福岡県共同公文書館基本構想」の答申を受け、県と市町村が共同で設置・運営する公文書館の整備に向けて、市町村の代表と協議・検討を重ね、「福岡県共同公文書館基本計画」を策定した」と構想の背景を叙述している。つまり、公文書館の意義を認めつつ、体制は財政的に許される範囲で考えた結果、今回の構想に行き着いたようである。共同での運営は（日本では）初めてのことであり、画期的なことだとも、基本計画では述べられている。なお、北九州市と福岡市はすでに公文書館があり、この計画に参加していないが、基本計画によれば、例えばデータの共有化の方向性が打ち出されている。

3.4.3 行政文書の移管

「評価選別の主体」の説明のところで次のようになっている。「共同公文書館が保存する公文書は、各自治体が一次的な選別を行う。」「共同公文書館は、体系的な公文書の保存を図るため、各自治体における一次的な選別の結果を踏まえ、各自治体の廃棄予定文書や移管予定文書の目録を精査し、二次的な選別を行う。」「共同公文書館に受け入れる公文書等については、一次選別、二次選別を踏まえ、各自治体と協議のうえ、館長が決定する。」つまり、一次選別を各自治体が行い、二次選別を公文書館が行って、最終的な受け入れを館長が決めることになる。ただし残念ながら、一次選別のやり直しを命ずることが館長には可能か（包括的に公文書館が残すべき資料を決定）、各自治体は保存希望を公文書館に出すことができるのか（かえって移管が円滑になる）、等々の具体的なことはよく分からない。「適切な評価選別のための仕組み」では以下のように述べられている。「各自治体が行う評価選別を客観的なものとし、公文書の体系的な保存を図るため、共同公文書館において別に具体的な評価選別基準を定めるとともに、各自治体が円滑に選別作業が行える

15 総務部行政経営企画課『『福岡県共同公文書館基本計画』を策定～全国初！県と市町村が共同で設置・運営～』 2008年4月30日。

16 共同公文書館基本計画策定委員会「福岡県共同公文書館基本計画」 2008年4月。福岡県共同公文書館基本構想検討委員会「福岡県共同公文書館基本構想」 2006年12月26日。

よう評価選別マニュアルを作成する。」

保存対象文書の例示は、沖縄県公文書館のように廃棄すべきものをあげるのではなく、保存すべきものを列挙する方式がとられ、内容も神奈川県と類似したものとなっている。¹⁷¹⁸

3.4.4 小結

基本計画で強調されているとおり、財政的な効率性や、今後の市町村合併にも対応できるという点では評価できる。しかしながら、①各自治体の一次選別の権限の範囲を実際にはどのように考えていくか。②「効果的な行政運用に寄与する」とあるが、遠方の自治体職員は実際にはどのように資料を活用するのか。これらの点の具体的な対処方法に注目していきたい。①は、移管が進まないだけでなく、多くの文書が廃棄されてしまい、文書館の理念と離れていく可能性をはらんでいる。判断が分かれた場合の、公文書館側の権限の強化が望まれる。自治体内の部局間の調整ではなく、公文書館と各自治体との調整となるから、難しい課題も発生するだろう。②については、本来アーカイブズは、特に文書管理の一翼を担うと考えられる場合、市民にとっても職員にとっても便利な場所にあるのが望ましい。¹⁹福岡県の構想は、財政的な効率性を第一の課題としているため、資料の保存には一定程度の結果を残せても、「効果的な行政運用」には計画どおりには寄与しない可能性がある。全資料のネット提供か、複数の自治体をまとまりとして各地域に中間書庫を整備するなどの工夫が必要だろう。

3.5 三重県の新県立博物館

3.5.1 はじめに

三重県は、新県立博物館を設置するにあたり、担当職員が各県のアーカイブズを訪れているという情報を聞いた。そこで、三重県の担当者に連絡し、資料を郵送していただいた。²⁰資料のひとつ「新県立博物館基本計画」に「中間案」と付されているように、まだ作成検討中で、輪郭はこれからはっきりしてくるところである。現在まで検討されている内容の一部で、本稿に関係のあるところをとりあげる。

3.5.2 体制

17 「沖縄県公文書館公文書等管理規程」(平成18年8月30日 告示第593号)の第2条第2項を参照。

18 神奈川県立公文書館行政資料課「平成20年度公文書選別マニュアル」2008年5月。

19 筆者は2004年10月に新潟県立文書館を訪れている。震災直後ということもあり、1964年の地震関係資料の閲覧が急増しているときであった。文書館は公共交通機関を利用したのアクセスがあまりよくない場所にあり、県庁とは筆者の足で40分の距離であった。地震関係資料は移管されているものと現用のものがあり、市民や建設関係の業者、あるいは県職員は、県庁と文書館とを時間をかけて行ったり来たりしている状況であった。

20 三重県「三重の文化振興方針」2008年3月、三重県「三重の文化振興方針 概要版」2008年3月、三重県「新県立博物館基本構想」2008年3月、三重県「新県立博物館基本計画(中間案)」2008年9月16日、「新県立博物館基本計画(中間案)ほか。

従来のイメージとはやや異なるが、三重県は、博物館の機能を4点あげている。「収集・収蔵機能」、「調査・研究機能」、「展示・情報発信機能」、「閲覧・レファレンス機能」である。単に収集し展示をするだけでなく、県民に三重県の情報や資料を積極的に提供していこうということである。提供すべき情報を検討した結果、アーカイブズがないこともあって、公文書についても博物館が担当していくことになったようである。つまり、「行政機関としての県が蓄積してきた「歴史的公文書」には、地域の歴史や環境を知り、地域の魅力を再発見する上で、他の資料にはない情報が多く含まれており、博物館機能と公文書館機能が一体化することで、新博物館が所蔵する資料群の幅が広がる。「三重についてのレファレンス、展示、これらを支える調査研究の機能をこれまで以上に高めていこうとする新博物館に対して相乗的な効果をもたらすことが期待でき」る、²¹としている。

3.5.3 行政文書の移管

博物館という位置づけであり、「収集は、採集、発掘、購入、寄贈、寄託、借用、移管、製作の方法」による、とあらゆる方法が列挙されている。「公文書館機能に基づく歴史的公文書の収集については、県が作成した保存期限5年以上の公文書を対象とし、保存期限の終了後に新博物館が移管を受けて、収集基準をもとに選別作業を行い、基準を満たすものを収集保存する」としている。保存期限が5年以上の行政文書については、博物館がイニシアティブを持って移管が行われる方向のようである。

3.5.4 小結

「新博物館基本計画（中間案）」で、「公文書館が一般的な存在となっている欧米諸国では、博物館、図書館、アーカイブズ（公文書館）の連携を強めていこうという MLA 連携の動きがあり、施設の統合を進める例もあり」・・・と述べられ、日本では「先駆的な取組」と位置づけている。どの国のどのような考え方をモデルにしているのかについては触れられていないが、西欧では多くの国でアーカイブズに100年以上の歴史がある。仮に統合される場合でも、各施設の役割が市民にも十分に認識されたうえでのこととなる。アーカイブズの歴史の浅い国で、博物館と統合された形での設置は、「ハコ物建設の抑制の方針」（検討経緯）の中で興味深い試みではある。しかしながら、博物館とアーカイブズだけを比較しても資料の保存や提供についての考え方には違いがあり、三重県は具体的にどのように調整し運営していくのか、注目していきたい。

3.6 3全体のまとめ

アーカイブズは、各親組織の活動目的や今後の計画に沿う形で、実質的には設置され運営されていくものである。したがって、各アーカイブズ固有の問題や特色には留意する必要がある。

4. フィンランドのアーカイブズ文化と制度

4.1 はじめに

21 三重県「新県立博物館基本計画（中間案）」2008年9月16日。引用はすべてこの基本計画から。

本章では、筆者が2008年3月にアーカイブズの先進国フィンランドで行った調査をまとめる。前の章では、国内のアーカイブズの例を見てきたが、ここでは、ひとつの社会のアーカイブズの文化や制度を概観し、大きく言えば、アーカイブズのあるべき姿について少し考えておきたい。今後、日本の各アーカイブズの社会的な役割を考える上での参考にもなるだろう。日本とフィンランドのアーカイブズを直接、比較することは、アーカイブズの歴史の長さや、社会の仕組みが異なるので難しい。しかし、アーカイブズに対する社会的なコンセンサスに裏付けられたフィンランドのアーカイブズからは学ぶことも多いはずである。比較対象国としてフィンランドを選んでいる理由は、①英語圏とは異なるアーカイブズに関心を持っていること（フィンランドは主にドイツ語圏の影響を受けている）、②フィンランドのアーカイブズには、宗主国と植民地の関係や言語問題など、日本人にはイメージしにくいアーカイブズの課題を抱えている（きた）こと、③北海道と人口規模が同じでかつ気候風土に共通点があること、等である。①について補足すると、相対的に歴史の浅い（基本的に近世以前の資料を持たない）カナダや合衆国、オーストラリアやニュージーランドではなく、古い歴史的資料も持つ国のアーカイブズは、我々日本人が積極的に学ぶべき対象と思われる。②アーカイブズ、特に文書管理政策を誰が担うか（誰にその権限があるのか）は実は大きな問題である。また、③寒冷の北方地域のアーカイブズには実務上の共通性があると思われるからである。なお、今回の調査は²²単独で行い、使用した言語は英語である。事前に電子メールや電話で連絡し、各施設を訪れ質問をした。

フィンランドのアーカイブズはフィンランド語やスウェーデン語による報告が多く、同国の状況は英語圏ではあまり知られていないようである。²³本章では、今回の調査で得られた知見の内容をもとに、各アーカイブズの活動、特に収集の考え方を中心に整理する。²⁴

4.2 フィンランドのアーカイブズ

4.2.1 はじめに

現在のフィンランドのアーカイブズでは、文書のホームレスを作らない政策が、ひとつには重視されている。また、理念的には、フィンランド文学協会（略称SKS）の活動によって特徴づけられる。国立公文書館を最終的な受け皿とした、国全体の文書の受け入れ体制がある。言い換えれば、国立公文書館は行政文書と管理者のいない文書を最終的に受け入れるところという位置づけである。そもそもフィンランドにはSKSのような研究機関、大学、企業、政党などにそれぞれのアーカイブズがあり、私文書を含めて積極的に関係資料が収集されている。国立公文書館が、法に基づいて各アーカイブズの具体的な活動の柱を決め、また最終的な責任を持つ。とはいえ、

22 訪問およびこの報告は、科学研究費補助金「国立大学法人におけるアーカイブズと情報公開および個人情報保護制度に関する研究」（研究代表者：平井孝典 若手研究B 2006-2008）の研究成果のひとつである。

23 逆にフィンランドのアーキビストの幾人かは、社会の活力や経済規模はアーカイブズの制度の充実度と比例する、と考え、日本には世界最高レベルのアーカイブズがあると信じている人がいて、驚かされることもあった。

24 平井孝典 [2008b] で大学の教職員向けにフィンランドのアーカイブズのアウトラインを説明している。

国立公文書館の役割はアーカイブズ政策の立案と行政文書（判決原本も含む）の受け入れ及びホームレスになった文書の救済が中心であり、大学にせよ、企業にせよ、あるいは国立公文書館の分館にせよ、ある程度の自立性を持ち、各アーカイブズが主体的に活動している。国立公文書館は各組織の活動のサポートや財政的な援助をし、万が一、組織がなくなった時は、資料を包括的に受け入れることになる。なお、実務の上では、アーキビスト教育を含めて国立公文書館は指導的な立場であるが、個々のアーキビストにとって、あるいはフィンランドのアーカイブズにとっての精神的なよりどころのようなものは、フィンランド人が初めて自ら作ったSKSである。今回、お会いしたアーキビストの半分以上は、（スウェーデン系の一人も含めて）誇らしげにかつてSKSで働いていた自らの経歴に言及していた。

フィンランドのアーカイブズは、スウェーデン領からロシアの「自治領」になった19世紀はじめに始まる。ストックホルムから行政文書がロシアではなくフィンランド領内に移送され、公的なアーカイブズの歴史がスタートした。統治の方法は、スウェーデン時代が踏襲され、公用語はロシアからの独立までスウェーデン語であった。他方で、フィンランド語の新聞や書物が盛んに出されるようになる少し前の1831年、フィンランド文学協会、SKSがバイリンガルの知識人らによって設立される。SKSは、植民地において被支配者が許される範囲で行うアーカイブズとも言える存在であった。私的領域の文書や音声を収集対象とし、関係者のエリアス・リョンロットのカレワラの編纂で一躍、有名になった。そこをひとつの基盤として発展したフィンランド学派は、資料を整理する中でヨーロッパ標準の昔話分類を生み出し（1910年にドイツ語で出版）、後には、関敬吾らにも影響を与えることになる。外国による支配の続くフィンランドで、宗主国の統治の補助としてのアーカイブズが整備され、他方で、自らのアイデンティティーを明らかにする民間のアーカイブズがフィンランド人によって発展して行くことになる。重層的な複雑なアーカイブズの制度および文化であり、1917年の独立後も、民間のアーカイブズも盛んという点では、基本は同じである。

4.3 大学アーカイブズのおかれている状況

北海道と同程度の人口規模で、現在は20の国立大学がある。近い将来は14か15に整理統合される予定である。政府からいくつかの改革が求められ、達成困難な大学が廃止される。求められている課題の重要なもののひとつがアーカイブズおよびレコードマネージメント部門の設置維持である。複数の大学が共同でアーカイブズを持つ、という選択肢もあり得るが、文書の管理という基本的な業務の統合は、大学自体の統合につながるという指摘も今回の調査であった。ともあれ、文書の管理が厳しく求められているこの国の大学においては、簡単に言ってしまうと、アーカイブズのない大学、設置できない大学は近い将来、消滅することになる。

4.4 各アーカイブズの活動状況

4.4.1 はじめに

本章では、フィンランドの各アーカイブズについてみていく。収集に関して説明を受けたところは、それにも言及する。付言すると、フィンランドの各アーカイブズの業務には後進アーカイブズの指導も含まれ、その予算もあるようである。私への「指導」は、後進アーカイブズの指導

のひとつという位置づけであり、飲食代は、個人ではなく各アーカイブズが負担している。

4.4.2 フィンランド文学協会アーカイブズ (2008年3月14日訪問)

4.4.2 (1) 体制

1831年に設立されたフィンランド文学協会(略称SKS)は、寄贈や収集された一次資料を扱うアーカイブズ部門、関係の研究書を提供する図書部門、また研究成果を公にする出版部門を持っている。合わせて約70人が勤務している。アーカイブズ部門は20人の陣容である。

4.4.2 (2) 資料の収集

SKSは、カレワラの業績で知られるように、アーカイブズの主な収集対象は、昔話関係、個人の活動に関わるものである。最近では冬戦争などの個人資料の収集にも力を入れている。国立公文書館私文書部門などと対象領域は重なるが、国立公文書館私文書部門の担当者は、SKSの収集を優先的に考えているようである。冬戦争を例にとれば、防衛省からの資料の受け入れを国立公文書館は重視し、従軍日誌のようなものは、SKSが積極的に受け入れているようである。

4.4.3 国立公文書館 (3月13日)

4.4.3 (1) 体制

各プロビンスにある分館も合わせて200人以上のアーキビストが働いている。現実の転勤はないが、人事上の組織は一体で、場合によっては移動も可能である。日本の人口で換算すると4000人以上いることになるが、十分ではないとの指摘であった。²⁵

4.4.3 (2) 背景や現況

フィンランドのアーカイブズは、ストックホルムから文書が新しい支配者に返還された19世紀はじめに始まっている。ロシア支配下での政治体制は、「自治領」ということでロシア本国とは異なるものであった。独立まで行政文書や大学の文書はスウェーデン語で作成されている。独立後は、フィンランド語が基本である(今でも二言語主義を採用)。大学の教育研究活動は、最近では英語が増えてきているとはいえ、フィンランド語のほかスウェーデン語でも行われており、アーキビストが文書を扱う上で特に困難はないようである。しかし、ロシア語の文書については、扱える人を、国立公文書館では別枠を設けて若干名を採用している。

4.4.3 (3) 行政文書の移管

行政文書については、40年経過した文書が移管されてくるが、90パーセント以上は国立公文書館によって廃棄の判断がされる。選別の方法は、やはり一点一点行われる方式ではないようである。なお、防衛省の資料の受け入れはまだ始まったところである。

25 大濱徹也 [2007] で指摘されるとおり、人数の比較は意味がないかもしれない。日本では例えば国立公文書館でも、各大学アーカイブズでも、関係者にとって人数不足はあまりにも明白である。課題は、大変難しいことではあるが、アーカイブズの目指す方向性と必要な業務の量をどのようにその社会や組織の構成員に理解してもらうか、ということである。

4.4.3 (4) 収集整理の考え方

私文書部門では、普通の兵士の資料も原則として受け入れている。基本的には、受け入れる前に、どこへ持って行ったらいいのか助言をする。例えば政党に関わる資料であれば、そのアーカイブズを紹介する。引き取り手がない場合には、可能な限り国立公文書館が受け入れ、文書のホームレスを作らないようにしている。

収集した資料の整理については、デジタルでの管理方法に焦点が移ってきている。媒体や形式の変換の目処は立っていると考えられるので、マイクロフィルムの作成は過去のものになりつつある。

4.4.3 (5) アーカイブズ政策の立案

資料の公開基準をつくるのは国立公文書館である。フィンランドでは、文書の公開とネットでの音や画像の公開が、同一資料でも公開開始時期が異なる。ネットでの公開をどのくらい後にするかは、国立公文書館の判断である。また、各アーカイブズが資料の保存の際の媒体などを変更する場合は、個々の組織が国立公文書館に連絡をし、許可をもらうことになる。そもそも個々のアーカイブズは、国立公文書館の方針や基準の範囲で資料を扱っている。

4.4.3 (6) アーカイブズへの援助やアーキビストの教育

親組織がなくなってしまったアーカイブズへは、必要な予算の約 80 パーセントを援助（政府補助）する。100 パーセントでないのは一定程度の「経営努力」を求めるからである。場合によっては、各アーカイブズへの人的な援助などもしている。

タンペレの大学にアーカイバルサイエンス専攻が開校したところだが、現役に対する教育がまだ中心である。国立公文書館や分館などで研修を行っている。

4.4.4 国立公文書館トゥルク県分館（3月20日）

4.4.4 (1) 体制と現況

分館のひとつで、21人が働いている。

書庫では、18世紀の高等裁判所判決原本を実際に見せていただいた。また、修理の部屋で、21人とは別に雇用されている担当者が作業していた資料は、ルター派教会文書であった。²⁶

国立公文書館が基本政策を決めているが、運営には一定の自立性を持つ。なお、今回の説明役の一人は期間限定の雇用で、トゥルク大学のラテン学のポスドクのような立場の人であった。まもなく大学に戻り、博士論文の続きに取り組むそうである。

26 滞在中の夕方以降の時間を利用して、タンペレでルター派教会の集まりに、トゥルクでロシア正教会(Orthodox Church)の集会儀式に参加している。やはりロシア正教会の力が圧倒的であり、そのことは資料の状況にも現れている。すなわち、ロシア正教会はまだ組織内のアーカイブズを保つ余力を持っているようだが、ルター派は信者が急減しており、所蔵していた資料が国立公文書館に受け入れられている状況なのである。

4.4.4. (2) 行政文書の移管

こども、警察の文書や病院の文書・カルテ、高等裁判所の判決原本など行政文書を作成取得後、40年で受け入れている。個人資料も希望があれば、受領する。

4.4.5 ヘルシンキ大学中央アーカイブズ (3月14日)

4.4.5 (1) 背景

ヘルシンキ大学は、ヨーロッパ有数の大規模な大学である。トゥルク大火後の1828年にヘルシンキに移転した帝国大学の後継である。以下、まとまりに欠けるが、確認できたことを、順番に書いて行く。²⁷

国立公文書館など外部のアーカイブズへの文書の移管体制は特にないので、フィンランドでも各大学それぞれでアーカイブズを持つ必要性がある。先述したように、小さい大学では、複数の大学でアーカイブズを共同で持つことも検討されている。

4.4.5 (2) 体制

中央アーカイブズは、大学本部と学部の事務文書を主に扱っている。学部の事務文書は、学部の図書部門などで管理しているところもあり、必ずしも全て収集ができていない状況ではない。全体を統轄するアーキビスト（歴史学専攻、博士号取得者）、マイクロフィルムの担当者、レコードマネージャーの3人体制である。レコードマネージャーは、所属はアーカイブズであるが、終日、総務部で仕事をしていることが多い。補修担当者の後任がまだ充当されていないので、国立図書館（ヘルシンキ大学と深い関係がある。ここにもアーカイブズ担当部門がある。）に補修の業務を委託している。組織内で行うのが基本である。例えばトゥルク大火にあった文書を順番に今もなおレストアしている。ヘルシンキ大学にアーカイブズが設立された直接的な理由や経緯はよくわからない。アーカイブズが設立される前は図書館が代替機能を持っていた。図書館から、総務に業務を移動させたかったということではないか、との説明であった。

資料については、帝国大学時代からの資料も保存されている。特に、学生関係の資料はよくそろっており、エリアス・リョンロット署名入りの学籍簿もみせていただいた。ついでに、入学者全員のサイン入りの管理台帳をみる。現在は、パソコンによるデータ作成管理が基本である。リョンロットからあとの時代、19世紀後半から20世紀初頭は、文学部の女子学生の中退者が多い。そもそも配偶者探しで入学している人が多いらしく、結婚が主な理由。ついでにその相手を見ると、ポーランドなどが出身地となっている。外国のお金持ちの息子と思われる。珍しいケースではないようである。このように、一定年数の経過した文書は、個人情報も含めて閲覧できる範囲が広い。なお、ロシアからの独立まではスウェーデン語による記載である。

27 訪問先の大学アーカイブズでは、こちらの状況も説明しながら質問している。日本の大学にはまだアーカイブズのないところが多いと言及すると、年史編纂をどうやってするのか逆に質問されてしまった。彼らの感想は、'Impossible!'。

28 中央アーカイブズは、事務本部の一角にあるが、場所がよく分からないので、直前に電話をし、入り口まで迎えにきていただいた。

4.4.5 (3) 法人文書の移管 ケースアーカイブズ

ヘルシンキ大学は国立公文書館とは異なる移管の制度を持つ。「ケースアーカイブズ」とレコードマネージャーは表現している。簡単に言えば、レコードマネージャーが移管すべき「ケース」を提示し、随時、資料を受け入れて行く。場合によっては細かくリストを書いて原課に出かける。つまり、各資料に保存年限等はなく、実質的に使われなくなるとアーカイブズ行きである。アーカイブズ側は、レコードマネージャーがどのような種類の文書を保存すべきと考えているかを示し、それをもとに原課から移管が行われる。アーキビストが一点一点の資料を確認することは基本的にはない。なお、ペーパーによる保存が義務づけられているので、全てペーパーによる受け入れ、そして保存である。電子データの増加に伴い、近い将来、見直される可能性がある。仮にペーパーによらない場合は、基本的には国立公文書館の承認が必要となる。ヘルシンキ大学では、今のところ保存と利用はマイクロフィルムで行うことが原則となっている。所蔵資料の電子化は本格的には将来の課題と考えられており、国立公文書館のように資料の保存や利用について電子画像を基本とするようにはなっていない。

研究者の資料は、組織文書であることも多いので、アーカイブズでの保存公開が望ましい。積極的に受け入れるように努力している。ヘルシンキ大学のもと教員であれば、そのアーカイブズへの寄贈が自然ではあるが、本人の希望が尊重されることが多い。SKS、国立公文書館、国立図書館、などに寄贈される可能性もある。

教職員の寄贈例二つを書庫でみる。社会学の教員は棚の半分ぐらいのドキュメントがあった。前任の中央アーカイブズのアーキビストのドキュメントは数センチ厚の中性紙のケースに収まる程度であった。なお、中性紙のケースは民間企業に発注している。ケースは、資料がしっかり詰まるものを資料の量に応じて選ぶ。書庫の占有スペースが最小になるようにしている。

4.4.5 (4) 閲覧や利用など

学内では、レクターが、ときどき見に来ている。大学のトップが視察するときのように、書庫にアーキビスト以外が入るのは例外的なケースである。鍵の発行も限られており、アーキビストが必ず随伴するなど、している。研究者が入ることもある。

資料は全て、公開が基本ではあるが、閲覧のみに供している場合、コピーのみできる場合、ネットによる公開はしない場合、など公開のレベルもいろいろである。基本的には作成段階から公開されている。アーカイブズは、大学内の一組織として、ひとつにはカタログ（目録）を作成する役割が大切である。カタログをみることで、どこに資料があるのかがわかる。

4.4.6 トゥルク大学アーカイブズ（3月18日）

4.4.6 (1) 体制

アーキビスト2人、事務職員3人である。大学は1920年設立され、1970年に国有化されている。

29 資料を手に取りつつ具体的な説明を受けた。例えば、教授昇任などは執行部が強い人事権をもつ。昇任手続きに3、4年かかる場合もあり、数センチぐらいの資料の厚さになる。この資料群も一応公開されている。

4.4.6 (2) 法人文書の収集

総務部や学部 of 文書を作成後5年で受け入れている。大学附属病院のカルテは病院のアーカイブズ部門で収集管理している。同大学内には他に方言調査の言語アーカイブズなどもある³⁰。事務文書を扱うこのアーカイブズでは、主に、学内の会議関係のプロトコールや学生関係の資料の収集に力を入れているが、研究資料も受け入れている。

4.4.7 オーボアカデミ (トゥルク学術大学) アーカイブズ (3月20日)

4.4.7 (1) 体制など

中世トゥルクアカデミズムの伝統を受け継ぐ大学である。シベリウス博物館も附属施設。1981年に国有化されている。スウェーデン語を主に使う大学で、フィンランドのスウェーデン語話者のグループの文化的なシンボルのひとつである。スウェーデン語を話す人々が、SKSや国立公文書館またはその分館ではなく、この大学に個人資料を寄贈した結果、附属図書館内にアーカイブズ部門が設置された。アーカイブズ全般を扱う担当者(スウェーデン系、退職まで後一年、若い頃はSKSなどにも勤務)と、写真を専門に扱う人(彼はハーフで、フィンランド人の父とスウェーデン系の母をもつ)がいる。

4.4.7 (2) 法人文書の収集

附属図書館アーカイブズ部門で現在は法人文書も収集している。作成後10年で受け入れているのは、フィンランド人に比べて(フィンランドの)スウェーデン系の人々は、文書をいつまでも手元に置いておきたいと言う人が多いからだそうである。このアーカイブズは、トーベヤンソンなどスウェーデン系の人々の資料を大量に収集しているが、やはり大学のレコードマネージメントが重要な業務になりつつある。これから大学アーカイブズを作るのであるならば、総務部門に置くことをつよくすすめる。

4.4.8 学会

毎年ではないが、アイスランド、ノルウェー、スウェーデン、デンマーク、フィンランドの北欧五カ国で、アーカイブズの学会を順番に開催している。アーカイブズの学術活動等の言語はスウェーデン語で行われているが、特にデンマークのアーキビストがスウェーデン語を使用しなくなってきており、今後は体制の見直しも必要だそうである。別の年に、フィンランド国内のアーカイブズの学会もある。

4.5 4 全体のまとめ

フィンランド語には、アーカイブズに直接対応する言葉はないそうである。説明的に翻訳している。つまり、フィンランドにもアーカイブズに類似した制度や文化があり、それを今、われわ

30 言語アーカイブズでは、ヘルシンキのフィンランド語(首都の言葉が標準語とはされていない。英国ウェールズと同様、為政者に都合のよい「標準語」という発想はない。)など各地のフィンランド語(方言)関係の資料を収集している。録音された資料も豊富にある。アーキビストは一人でフィンランド語を母語としない日本人である。

れは概観してきた。アーカイブズの座標軸にとりあえず当てはめてはみたが、基本的なところで十分には理解できていないところがあるかもしれない。そもそも筆者のフィンランドのアーカイブズの勉強はスタートしたばかりである。今後の課題、将来の課題としては、個々のアーカイブズの活動だけでなく、社会全体で有機的に関連した、例えば文書管理の一般意思とは何か、フィンランドを例に、考えていきたい。それが形成されてきた背景をみていきたい。

フィンランドの国立公文書館は、スウェーデン統治時代以来の行政文書の収集に加え、他のアーカイブズが収集しない資料を拾い上げるのが大切な役割である。利用者は、フィンランドの重要な、文学や歴史に関わる資料は、まずはフィンランド文学協会（SKS）でチェックし、所蔵していなければ国立公文書館、あるいは他のアーカイブズを訪れば、閲覧できる可能性が高い。個人の資料は、もし作成者や所蔵者にその気持ちがあれば、SKSほか国内のどこかのアーカイブズで基本的には寄贈が可能であり、政党の文書や研究者の資料など、半ば公的な文書は、政党アーカイブズや大学アーカイブズなどより関係の深いアーカイブズが受け入れるよう、努力をしている。破産した共産党の資料は、同党の今もなお活動しているアーカイブズが、予算上の援助を中央政府や国立公文書館から受けつつ、保存公開をしている。もしこのアーカイブズが活動を停止した場合は、国立公文書館の私文書部門が活動を継承することになる。

フィンランドのアーカイブズについて、二つの点を指摘してまとめにかえたい。ひとつは、資料の収集先受入先が社会全体で理念的には網羅されていること、である。こうした方向があってはじめてマクロアプレイザルあるいはケースアーカイブズといった理論に基づく収集整理が社会全体で完結する。いわば社会全体の中で、各組織の評価選別が行われる。いくら個別の、ある組織における資料の評価選別を精密に行っても、組織が変われば同様の貴重な資料が湯水のように廃棄されているのでは、精密に行うことの価値は減少してしまう。日本でも、社会全体で資料保存に対する、ゆるやかな価値の共有が一定程度は必要である。ふたつめに、フィンランドでは文書等の資料も廃棄に関しては美術品と同じように扱われているということである。個々の資料は扱うのにふさわしい組織が扱う。しかし、知らぬ間に社会から消えてしまうことがないよう、美術品と同じような注意が払われている。今後は、このような制度や文化を持つに至った背景をさらに詳しく見ていく必要がある。³¹

31 注 22 の科研費の研究活動で、2009 年 3 月 25 日にデンマークの国立公文書館を訪れ、同国のアーカイブズ政策について確認をしている（単独、英語で）。デンマークは、国立のビジネスアーカイブズを持つことに象徴されるように、社会全体で一元的なアーカイブズの制度を目指している。各国立大学は個々のアーカイブズを設置せず、全て国立公文書館へ文書に移管する。アイスランドも同様だが、同じ北欧でも国によって制度が異なる点は注意したい。一元的なアーカイブズの展開は、人口規模が日本の都道府県と同等であるから可能なだろう。文書データは全て電子化され（TIFF 保存）、複製の DVD が首都から離れた所に別置されている。移管は 20 年で行われるが、他の北欧諸国もこの年数は近いうちに統一される。現用期間中は、電子資料も作成時の状態でみられるよう各組織はしなければならず（媒体やソフトの保存と改ざんの防止をしつつ）、したがって、最長でも 20 年に短縮したそうである。なお、国立公文書館は、まもなく国立図書館（通称ブラックダイヤモンド）と同様な新しい建物に移転する。

5. 本論文全体のまとめ

本稿では、最初に小樽商科大学百年史編纂室（小樽商科大学のアーカイブズ）の現在の活動状況を紹介した。これまでの収集と現在の整理が主な内容であるが、大学の目指す方向を考えつつ、「収集」を「移管」へと制度化するよう、収集についての学内のコンセンサスを深めて行きたい。次に、日本国内のアーカイブズの例に触れた。どのようなアーカイブズの考え方がベストなのかはよくわからないが、今後も先進組織の成果を小樽商科大学も取り入れて行きたい。三点目に、そもそもアーカイブズとは何かを考えるために、フィンランドのアーカイブズを例としてとりあげた。

アーカイブズは、社会のコンセンサスや組織の戦略にそって、その社会や組織の重要資料を収集していく組織である。小樽商科大学にも必要だとされるのはなぜか。単純に法制度への対応、年史編纂や広報、積極的な情報公開や資料提供、事務効率向上などのためだけではない。2008年4月、小樽商科大学学長に就任した、山本眞樹夫は、合衆国のダートマス大学やバブソン大学を例にあげ、本学と同程度の「小規模大学でも、十分に世界の中の名門大学を目指すことができる」と述べている。具体的には、合衆国の大学をモデルとしたリベラルアーツ重視型の学部カリキュラム改革とビジネスパーソン及び研究者を育てる大学院それぞれのコースの整備充実を当面の課題とする。今後も、単独で優秀な人材を輩出して行くつもりである。そのための方策を議論していくとき、例えば過去の法人文書や意図的に残されていく将来の資料は、必要不可欠なものになる。一定の方向に組織を発展させていく強い意志があるならば、アーカイブズの方向性も明確である。言い換えれば、小樽商科大学としてどのような資料を残していくべきか、という問いには、このような方向性にそって、答えることができる。それは、北の小規模名門大学アーカイブズの具体的な姿でもある。

32 「新任のご挨拶 ―世界の中の小規模名門大学を目指して―」、『おたる緑丘』（緑丘小樽支部編集委員会）第19号、2008年12月。

参考文献（省略記号）

Bailey, C[1997]: “From the Top Down: The Practice of Macro-Appraisal”, *Archivaria* 43, 1997 Spring, 89-128pp.

Booms,Hans[1972]: “Gesellschaftsordnung und Überlieferungsbildung Zur Problematik archivarischer Quellenbewertung”, *Archivalische Zeitschrift* 68.band, 1972, 4-40pp.

Campbell, M[1998]: “Government Accountability and Access to Information on Contacted-out Service”, *Archives and Manuscripts* Vol.26, No.2, 1998, 294-327pp.

Singleton[1998]: Singleton, Frederick (ed. Bernard Upton, Anthony F.), *A Short History of Finland (2 REV UPD)* , Cambridge University Press 1998.

宇賀克也 [2005]:『情報公開の理論と実務』有斐閣, 2005年6月。

宇賀克也 [2008]:『新・情報公開法の逐条解説（第4版）』有斐閣, 2008年5月。

大濱徹也 [2007]:『アーカイブズへの眼』刀水書房, 2007年12月。

公文書管理の在り方等に関する有識者会議 [2008]:「中間報告「時を貫く記録としての公文書管理の在り方」～今、国家事業として取り組む～」, 2008年7月。

多賀谷一照 [2005]:『要説個人情報保護法』弘文堂, 2005年2月。

森本祥子 [2006]:「EADを用いた資料記述システムの開発」,『アーカイブズ学研究』No.4, 2006年3月, 92-102pp。

平井孝典 [2004]:「小樽商科大学百年史編纂室の活動とその課題——小規模組織アーカイブズの一例」,『人文研究』（小樽商科大学）第108輯, 2004年9月, 49-75pp。

平井孝典 [2005]:「国立大学法人における卒業論文の扱い——著作物でもある法人文書等の公開（利用）について」,『アーカイブズ学研究』No.3, 2005年11月, 12-30pp。

平井孝典 [2007]:「小樽商科大学百年史編纂室による法人文書の収集とその収集活動が『歴史的、学術的に貴重な』法人文書の保存に与える影響」,『小樽商科大学史紀要』創刊号, 2007年3月, 29-41pp。

平井孝典 [2008a]:「小樽高等商業学校と旧植民地関係図書資料」,『小樽商科大学史紀要』第

2号, 2008年3月, 47-52pp。

平井孝典 [2008b]: 「アーカイヴズのない国立大学は消滅統合へ—晩冬のフィンランド訪問—」, 『京都大学 大学文書館だより』第15号, 2008年10月, 2-3pp。

平井孝典 [2009]: 「大学研究資料としての旧植民地関係図書資料—小樽商科大学における資料活用のための2008年度の取り組み—」, 『日中米における満鉄関係資料等の利用と保存をめぐる諸問題—国際ワークショップ報告書—』(アジア経済研究所), 2009年3月, 45-54pp。